様式第1号別紙1

小竹町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 小竹町移住支援金(以下「支援金」という。)に関する報告及び立入調査について、 福岡県及び小竹町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、小竹町移住支援金交付要綱(以下「要綱」という。)第8条に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 支援金の交付申請にあたって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合:全額
 - (2) 支援金の交付申請日から3年未満に小竹町外へ転出した場合:全額
 - (3) 支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合: 全額
 - (4) 福岡県起業支援事業実施要綱に基づく交付決定を取り消された場合:全額
 - (5) 支援金の交付申請日から3年以上5年以内に小竹町外へ転出した場合:半額
- 3 要綱に基づき、支援金の交付決定に際し、要綱第3条に規定する対象者要件への該 当を確認するため、申請者及び世帯員について、住民基本台帳(町税の課税台帳を含 む)等を閲覧することについて承諾します。
- 4 要綱第2条第2項第3号アの規定について確認するため、直方警察署等に照会する ことについて承諾します。